

様式第2号（第5条関係）

令和 6 年 2 月 15 日

出張報告書

栗山町議会議長 鵜川和彦 様

栗山町議会議員

重山雅世 

このたび、下記のとおり出張いたしましたので報告します。

記

- 1 期 日 令和 6 年 1 月 29 日 ~ 令和 6 年 1 月 30 日まで
- 2 旅 行 先 東京
- 3 目 的 地方議員セミナー
- 4 関係書類 別紙のとおり



地方議会議員政策セミナー

予算議会に向けて、 4年ぶりにリアルで開催！

渋谷スクランブルスクエア
写真提供／(公財)東京観光財団

日時：2024年1月29日(月)・30日(火)

会場：1日目 喜山倶楽部「平安の間」 千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 9F TEL 03-3262-7661

2日目 日本教育会館 千代田区一ツ橋 2-6-2 TEL 03-3230-2831

1日目 全体会 13:30～16:30

《第1講義》13:40～14:50

地方財政対策を中心とした 2024年度政府予算案の特徴



森 裕之 立命館大学政策科学部教授

2024年度政府予算案の概要とポイントを解説します。政府予算案の一部となる地方財政対策をみることで、地方財政全体がどうなるのか、そして各自治体でどのような対応が求められるのかを考えます。その際に必要となる自治体財政の基本的なしくみについても概説します(テキスト「市民と議員のための自治体財政」)。政府予算と地方財政対策のポイントを学び、自治体の新年度予算議会にむけて対応を練るための講座です。

《第2講義》15:10～16:20

介護保険制度の動向と 自治体における第9期介護保険事業 の改善をめざして



日下部雅喜 大阪社会保険推進協議会 介護保険対策委員長

2024年度の介護保険制度見直しで介護保険制度がどう変わろうとしているのでしょうか。利用者の負担増や介護保険料の引き上げ、「総合事業」(介護予防・日常生活支援総合事業)の見直しなどは自治体の介護保険事業に大きな影響を与えます。国における介護保険制度見直しの動向とその問題点を学び、自治体として要介護者・家族と高齢者の生活と権利を守るためにどう対応すべきなのか、課題を整理します。



企画●自治体問題研究所 主催●(株)自治体研究社

2日目 分科会 9:30～15:30

(1)・(2)・(3)のいずれかをお選びください。

(1)

自治体財政の基礎講座 ～しくみから分析方法まで～

森 裕之 立命館大学政策科学部教授

自治体の予算書・決算書を読むために必要な財政の基礎知識をやさしく解説します。午前は、初日で学んだ自治体財政の知識に加え、重要な財政指標や財政収支を学びます(テキスト「市民と議員のための自治体財政」)。それらを活かして財政を診る方法を学習します(テキスト「自治体財政を診断する」)。午後はグループに分かれて実際の「財政状況資料集」から当該自治体の特徴をつかみ、政策立案について考えてもらいます。予算議会にむけて、自治体財政の理解に基づく実践的な議員力をアップするための基礎講座です。

(2) セミナーA

自治体行政のデジタル化政策、 その概要と基本的課題

政府の推し進める行政のデジタル化は、地方自治否定の「標準化」問題、新たな自治体リストラ「令和版デジタル行財政改革」、行政保有データの企業提供など公共サービスの企業奉仕化、個人情報保護を後景とする基本的な人権の侵害など自治体運営に大きな影響を与えます。デジタル化問題全体の概要と自治体における個人情報保護の課題を学びます。

講義 自治体 DX をめぐる状況と 基本的な課題

講師：稲葉一将 名古屋大学大学院法学研究科教授

報告 保育 SaaS などの利用と個人情報

① 報告者：稲葉多喜生 東京自治体連副委員長

報告 自治体段階での個人情報保護の実践～世田谷区

② 報告者：中村重美 世田谷自治体問題研究所事務局長



(2) セミナーB

公共交通をめぐる諸課題と 地域交通政策づくり

可児紀夫 慶知大学地域政策学センター研究員

交通の確保が地方や都市部でも切実な課題となっています。岸田首相は、家用自動車で有償運送をするライドシェアで解決を図ろうとしています。なぜ、公共交通の衰退が1960年代から続いているか明らかにし、地方ローカル鉄道、財源問題、地域公共交通活性化法など法制度、通学路や歩行・自転車の安全など地域の交通問題についてどのように地方自治体や地方議会・議員は対応したらいいか、質疑時間も設けて交通権を保障する地域交通政策を考えます。



日 時	令和 6 年 1 月 2 9 日 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 1 月 3 0 日 9 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0
視 察 先	東京都 日本教育会館
調査事項	地方議会議員政策セミナー
対 応 者	立命館大学政策科学部 森 裕之 教授 大阪社会保障推進協議会 日下部 雅喜 氏 愛知大学地域政策学センター 可児 紀夫 氏
1. 視察目的 2. 視察内容 ① 背 景 ② 特 徴 3. 主な質疑 4. 考 察 (感想、政策提 言、課題など)	1 日目 全体会 第一講義 地方財政対策を中心とした 2 0 2 4 年度政府予算案 の特徴 自治体問題研究所理事・立命館大学教授 森 裕之氏 1、国と地方の財政関係 自治体は行政的役割が大きい一方で、自前の財源は少ない 地方財政の歳入の内訳、国と地方の歳出規模 国・地方間の財源配分 2、自治体財政の唯一のルール：赤字にしない 自治体は赤字予算を組むことが認められていない 財政の知識を活用し、それぞれの立場から議会で取り組むこと 3、2 0 2 4 年度政府予算案と地方財政対策（重点政策の活用） ・子ども・子育て政策に係る地方単独事業（ソフト）の推進など ・子ども・子育て支援事業祭（仮称）の創設 社会福祉法人等に対する助成や児童福祉施設、幼稚園等の環境改 善 ・物価高への対応 自治体施設の光熱費、施設管理などの委託料増加への対応 庁舎、公立病院の建築単価の引き上げ ・地域脱炭素化の推進 地域内消費を主目的とする場合（第 3 セクター等に対する補助 金）を対象に追加 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設 ・消防、防災力の強化するため、「緊急・防災減災事業費」の対 策事業費と 特別交付税措置を拡充 ・地域経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大 ローカルスタートアップ支援制度の拡充

	地域活性化企業人の拡充 「地域おこし協力隊」の拡充（隊員一人当たり280万円→320万円） ・地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置の拡充、創設 ・公営企業の経営安定化支援（下水道事業、交通事業など） 交通事業債（経営改善推進事業）を創設 資本費平準化債の対象拡充 4、これからの地方財政と自治体の財政運営 財務省主導の財政再建路線が急速に強まる中、地方財政は「自立」を求められ、日本経済社会の再構築のための政策の主体は地方自治体しかない 政府は地方財政への「選択と集中」を強めていくことになる 政府には実践知が備わっていない（アイディアがない）から、各施策を創発していくのは自治体の現場にかかっている 『考察』 政府の重点施策の中から、町民ニーズにあわせた本町の施策にどう反映させるか参考になる講義内容でした 第二講義 介護保険改定の動向と自治体における 第9期介護保険事業の改善をめざして 大阪社会保障推進協議会 介護保険対策委員長 介護保険料に怒る一揆の会 事務局長 仏教大学社会福祉学部非常勤講師 日下部 雅喜氏 昨年5月24日社会保障審議会介護給付費分科会資料の説明及び年末12月20日介護保険部会で、2割負担拡大を許さず9期実施が見送られたこと。 ・75歳以上の平均収入は半数以上が150万円未満であり、介護保険サービス利用料が増えれば、必要があってもサービスを減らさざるを得ない人が増えることが推測される。高齢者の50.4%が生活が苦しいとしている。 ・負担増から利用控えが起これ利用者の状態悪化を招くことへの懸念 ・家計のほとんどを年金収入に頼る後期高齢者にとって、負担できるのかどうかは死活問題であり、2割になっても介護サービス利用続けられるというエビデンス資料ない ・利用者負担の「一定以上所得（2割負担）」の判断基準について、介護サービスは医療サービスと利用実態が異なることなどを考慮しつつ、改めて総合的かつ多角的に行い、第10期計画開始（2027年度）の前までに結論を得る
--	---

	・第1号保険料（第9段階から13段階へ）の見直し 現在、低所得者の保険料軽減に充当されている「公費」負担分382億円を削減し、その分を高齢者の保険料負担に置き換えること。※国庫負担削減のために国民の負担を増やす ・介護保険料の余りを積み立てる「介護給付費準備基金」は、永続的なものではなく、3年間の計画期間における剰余金を管理するためのものであり、最終年度の残額は次期保険料を見込むにあたり取り崩すことを「基本的な考え方」としている。 —会計検査院—将来の高齢化に備えては…は法違反 ・基金残高発生＝保険料が高すぎた（3年間で過不足のない保険料設定が原則） ・全国市町村の介護保険は「黒字」 全国の基金残高合計は、第5期末（2014年度） 3024億4683万円で介護保険事業の歳入額比較で3.1%、第7期末（2020年度）には7947億8111万円、歳入額比で6.9%と2倍以上に積み上がっている ・「総合事業のイマ」を評価する ①介護費用削減、抑制は成功。要因は利用抑制と緩和型サービスへの移行 ☆サービス低下と事業者の困難増、人手不足に拍車 ②「互助化」は進まず政策としては失敗→未来永劫には続かない。 住民主体サービス利用者 訪問型1.3%、通所型1.9% ③「自立支援型」も進まず 短期集中型利用者 訪問型0.5%、通所型1.5% ・総合事業移行後7年経過し「多様なサービス」（基準を緩和したサービス、住民主体によるサービス、短期集中サービス）は増えてはいるものの、利用者数は「従来相当サービス」（ホームヘルパー、デイサービス）が多数を占めている。 ・「介護崩壊」の原因は低報酬政策 ホームヘルパーの介護報酬低迷。 ・2024年度介護報酬改定 改定率+1.59% （内訳）介護職員の処遇改善分+0.98%（令和6年6月施行） その他の改定率 +0.61% 改定率の外枠として、処遇改善加算利用者の多い訪問介護事業を支える基本報酬の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の増収効果として+0.45%、合計+2.04%相当の改定
--	---

	☆訪問介護事業を支える基本報酬を引き下げ ①訪問介護②夜間対応型訪問介護③定期巡回・随時対応サービス④訪問リハビリ（予防のみ） 『考察』 ２０００年の介護保険制度導入以降の介護報酬推移や現時点での状況、資料（当日追加も多数有り）及び参加者の質問に答え、各地域の取り組みを紹介しながら自らの実践も交え、豊富な講演内容でした。本町の介護保険事業の改善に向け、活用できると思いました。 ２日目 分科会 公共交通をめぐる諸課題と地域交通政策づくり 交通権学会福会長、日本交通学会、日本物流学会 会員 愛知大学地域政策学センター研究員 可児 紀夫氏 交通は基本的な人権であるという視点から憲法を羅針盤にして、気候変動等今日的な課題を踏まえて持続可能な地域社会づくりのための交通政策を考える。 第一講義 ・切実で深刻な地域における交通問題 - 公共交通の撤退→公共施設（病院、買い物、学習、余暇）へのアクセス困難 - 暮らしと命を守る交通→公共交通へアクセスができない高齢者や障害者の交通確保 - クルマ依存社会の弊害→自動車事故の多発、高齢者の移動困難、環境の悪化 - 運輸部門のＣＯ２排出→気候変動の深刻化、災害、健康等への悪影響 - クルマ中心の都市計画→歩道自転車道、通学路の脆弱化と事故多発、都市集中と過疎化 - リニア新幹線工事に伴う諸課題→残土問題と環境、地方自治の侵害、文化・景観の破壊 ・戦後日本の主な地域交通政策の推移 １９５６～１９６５ 交通ネットワークの確立期 - 道路整備と都市中心の社会資本整備、自動車中心社会の始まり １９６６～１９７５ 地域交通の危機 - 路線バスや鉄道の撤退が始まる - 自動車交通事故 戦後最悪「１９７０～」 地方バスに対する補助制度の創設
--	--

	1987. 4 日本国有鉄道の分割民営化 1990～ 規制緩和政策への転換、運輸事業の競争激化 2007～ 公共交通政策への転換、 自治体への責任転嫁「地域公共交通活性化法の施行」 2006～ 自家用自動車の有償運送等ライドシェアの議論 ・交通とは、衣食住とともに人間が生きていくための営みの基盤で基本的人権。交通は移動の確保のほか、歩行の安全、交流の基礎となり文化を育む人間社会の基盤となる。 ・持続可能な地域社会とは、平和で人間の尊厳が尊重され、地域資源を生かした食、エネルギーの自給で循環型の地域経済が確立し、豊かな交通が享受されている社会。 ・地域交通政策の理念 交通権学会は「国民の交通する権利」とし、憲法第22条（居住、移転及び職業選択の自由）、憲法第25条（生存権）、第13条（幸福追求権）等関連する人権を集合した新しい人権であると定義付け。交通は社会的な便益（クロスセクターベネフィット）を地域にもたらす。 交通は地域づくり、まちづくり、国づくりの土台。 クルマ社会を前提とした近代都市計画からの脱却。 第二講義 地域交通に関わる法律・制度、財源問題 ・地域公共交通活性化法に基づき地域公共交通計画策定 地域公共交通活性化協議会への参加に対する応諾義務 計画作成、変更等の提案制度 協議会参加者の協議結果の尊重義務 ・特別交付税措置を活用した地域交通の拡充 コミュニティーバス等運行に伴う赤字分の8/10が特別交付税で措置される。 交付要件①民間バス路線への赤字補助②民間委託のコミュニティーバスの赤字補助③自治体がバスを購入して運行している場合。 第三講義 質疑と諸課題 ・住民の要望に沿っているか、事業者任せきりになっていないか、AIオンデマンドシステム導入の目的が、住民の意見を聞きその要望に沿っているか。 日常生活圏の交通事業者として円滑なネットワークの接続が図られているか。 ・地方ローカル鉄道が持続可能な上下分離方式になっているか
--	--

	・ライドシェア導入の目的を明確に住民の安全が担保できるか。 ・路線バス廃止は広域的に議論をするなど協議会内外での住民参加による議論が必要。 ・運転手不足の解消策 クルマ社会から公共交通と鉄道による輸送体系への政策転換。 運輸事業の労働環境の改善。 商取引の適正取引の法的強化。 運輸事業の共同輸送共同配送など共同組織の推進。 バス、タクシー、トラック業界組織内の主体的な指導体制の強化。 第四講義 交通権が保障される地域交通政策（事例研究から学ぶ） ・アメリカオレゴン州、ポートランド（人口50万人、全米1位住みたい街） 住民参加と環境、交通、経済、農業の各政策と都市計画でコンパクトシティー。 ・韓国ソウル市 環境保全と歩行、公共交通など総合的な人間中心の交通政策。 ・欧州 フランス→交通権を保障した交通基本法が長い国民的な議論により制定 ドイツ→交通分野だけでなく水道事業など総合的な財政運営を行っている 欧米→交通は社会資本と位置づけて行政が整備 ルクセンブルク→貧困解消と環境保全のため公共交通機関全て無料 ・日本と世界標準の公共交通政策の違い 日本→採算の最大化（経費の最小化）、自治体負担の赤字補填 世界→社会全体の利益（環境、教育、健康、福祉、観光など）の最大化 カーボンニュートラル、SDGs、都市の活性化が最大重要要素 公費負担の理由は市民の利便性向上と社会的利益の増進 利便性が向上し、様々な社会的効果（well-being 幸福の向上） ・住民参加で豊かな交通を作り上げた日本の地域交通の事例 岐阜市→車に依存する社会から歩行、自転車、公共交通等を重視した総合的な交通政策の理念を各地域の「市民交通会議」での
--	---

話し合いで策定。行政は各地域に誰もが参加できる市民交通会議を設置、情報公開の徹底、課題の抽出を行い交通事業者の選定や幹線バスとの事業計画の調整、バス停設置の依頼、道路管理者・県警との調整、周辺自治体との話し合い等を行い予算措置を確立。市民の信頼を得た職員の奮闘で市民の要望を実現。

木曽町→地域住民と交通事業者、行政の共同で独自の生活交通システム「命の交通網」を確立。当時の田中町長は「交通はまちづくりの土台、山村に住む事は国道守る」という理念を掲げ「まちづくり条例」に基づき公共交通はまちづくりの土台という理念で地域交通政策を確立。

富山県朝日町→利用者が少ない町営バスを住民参加や交通事業者との共同、隣接自治体との共同、大胆に利用者利便を向上した社会実験で利用者の利便性を図る。朝早くから夜遅くまでの運行、わかりやすい時刻表、定刻通りのバス運行等利用者サービスを徹底し利用者の信頼を得る。

・持続可能な地域社会を目指す地域交通政策

気候変動など環境保全を基本に、人間の尊厳、人権が尊重され住民参加と自治で、地域の中小企業や農林水産業が生き生きと事業展開され地域資源を生かしたエネルギーの自給、自立が確立された循環型の地域経済。自然災害対策と暮らしを豊かにする交通が享受されている地域を。

『考察』

世界や日本の先進事例を紹介するとともに、地域に出向むき（憲法、公共の視点）で課題解決しておられる講演内容は、豊かで興味深く、交通権を保障する地域交通政策への提案は大変参考になりました。